

担当部課名	生活経済部 交通防災課 交通・防災グループ		
担当者名	課長 鈴木 林	TEL	0297-45-1111 (内線 140)
件名	「災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定」を締結		
新規・継続別	新規	2021年6月23日(水)	
日時	2021年6月23日(水) 午前10時～午前11時		
場所	守谷市役所 庁議室 (守谷市大柏 950-1)	TEL	
主催者	守谷市	TEL	0297-45-1111 (内線 140)
その他の関係者	一般社団法人 日本ムービングハウス協会 代表理事 佐々木 信博 氏	TEL	011-885-6000
目的又は趣旨	災害により家屋が全半壊等となった被災者に対して、円滑かつ迅速に応急仮設住宅として移動式木造住宅(ムービングハウス)を供給する。		
内容 (方法, 対象者, 数量等)	<p>【移動式木造住宅(ムービングハウス)の特色】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上コンテナと同サイズの移動式木造住宅(12m×2.4m, 広さ≒27㎡)で, 輸送も迅速に行え, 被災者の早期入居に対応できます。 ・工場で製造する移動式木造住宅です。 ・解体せずに基礎から建物を切り離してクレーンで吊り上げ, 設備及び家具もそのまま貨物として大型トレーラーに載せて輸送できます。 ・設置後は, 電気・上下水道・ガスに接続すれば, すぐに生活をはじめることができます。 ・被災地で一から職人が組み立てる建設型の応急仮設住宅に比べ, 職人不足や悪天候などの影響を受けにくい特徴があります。 <p>【費用の負担】</p> <p>本体のレンタル料 108,900 円/月 (付帯工事, 現地工事費, 撤去費及び輸送費は別途)。 ※輸送費は出荷工場・ストックヤードによる。 ※応急仮設住宅 B mタイプ (1世帯分) の目安となります。</p>		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保有在庫により 2週間程度で 150 戸 (32.2 ㎡) 供給可能。 ・常陸大宮市では台風 19 号被災者に 8 日間で入居可能となりました。 		